

大規模災害等による技師資格更新猶予及び年会費免除について

令和 6 年 1 月 9 日

一般社団法人 日本消化器内視鏡技師会

この度の「令和 6 年能登半島地震」により被災された会員の皆様およびその御家族に心よりお見舞い申し上げます。被災された皆様の安全と被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

本技師会では被災された会員の皆様に、下記の支援・救済策を策定しましたのでお知らせします。

対象: 本会に登録されている会員（消化器内視鏡技師）で、住所または勤務場所が内閣府発表の「令和 6 年能登半島地震にかかる災害救助法の適用について【第 2 報】」で指定された地域の方。

1. 更新申請の猶予について：

- 1) 2024 年 3 月が認定期限（申請期限は 2024 年 2 月末）で、更新申請をしておられない方は、別紙「被災による救済措置での猶予願い」を技師会事務局に送付することにより、原則 1 年間（2025 年 2 月末日まで）、更新申請を猶予します。
また、既に更新申請済みであって、更新ポイント不足により更新手続きが完了しておられない方についても、不足分の提出を 2025 年 2 月末日までお待ちすることとします。
- 2) 更新に必要な出席証明書等の紛失に関しては、出席された学会・研究会、機器取扱い講習会主催者の承認により代用することとします。また、会員管理システムの受講履歴ポイント照会で参加確認ができるものについては出席証明書が無くても更新申請が可能です。
- 3) この措置は申請を 1 年間お待ちするものであり、申請により更新猶予となった場合でも、2025 年の更新後の次の更新時期は本来の更新年度のま（認定期限が 2029 年 3 月まで）であり、救済期間により更新までの年限が短くなりますことにご留意ください。

2. 年会費免除について：

- 1) 「被災による救済措置での猶予願い」を提出された場合、年会費は 1 年間を免除します。
但し、年会費免除は次年度（2024 年度）の年会費を免除いたします。2023 年度会費未納者は納付をお願いします。
- 2) 救済願を提出されなかった場合は、通常とおり年会費納付となります。
なお、上記届用紙は（更新猶予・年会費免除）の 2 種類を同一の書式で選択して下さい（更新年度の場合複数選択可）。

3. 申請方法：

- 1) 申請書は書類での申請とさせていただきます。
- 2) 申請書類は、日本消化器内視鏡技師会ホームページからダウンロード、または 2024 年 3 月発行の会報 No.72 に綴じ込みの用紙を用いて、下記の内視鏡技師会事務局に郵送してください。
- 3) 申請結果については封書で返信しますので、84 円切手を貼った返信用封筒を同封して郵送して下さい。

4. 会報等の送付先について：

- 1) 救済期間中も会報等の発送は通常通りといたします。
- 2) 送付先は、原則会員管理システムに登録された自宅住所です。ご自宅が被災され一時的に勤務先や避難先等への郵送を希望される方は、連絡先に「勤務先」または「その他」として送付先の住所を記載してください。勤務先を指定される場合は、施設名・部署名も記載してください。
- 3) 被災によりシステムに登録されている住所と異なる送付先を希望される方は、申請書で届け出た住所に登録を変更しておきます。その後さらに住所が変わられたときは、ご自身で会員管理システム登録情報の変更または下記技師会事務局へご連絡をお願いします。

【申請書類送付先・問い合わせ先】

一般社団法人 日本消化器内視鏡技師会 事務局
〒171-0021 東京都豊島区西池袋 3-22-15 大林ビル 2F
TEL 03-5992-1520 FAX 03-5992-1521

■ 内閣府発表の「令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用について【第2報】」で指定された地域

石川県：金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

新潟県：新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町

富山県：富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町

福井県：福井市、あわら市、坂井市